

別 紙

答申第147号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、平成〇年11月30日付け領収書（2通）及び平成〇年12月21日付け領収書（4通）の氏名並びに平成〇年12月24日付け事業実績報告書の「4. 収支決算書」中「（2）支出」の遊覧船代金の積算根拠欄の氏名は、公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年6月14日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公文書の全て」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成30年6月26日付けで、次のとおり部分公開決定を行った。

ア 公文書の件名

「地域の歴史文化イベント」事業助成金

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

個人の氏名・住所・メールアドレス・口座情報・ツアー参加者の写真

エ 公開しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。また、当該情報は、個人情報であっても例外的に公開しなければならないとした、公の情報（同号但書ア）、公益の保護のため必要な情報（同イ）、公務員の職務遂行情報（同ウ）には該当しないものである。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として、平成30年8月21日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年8月29日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

以下の公文書の非公開（黒塗りしている）部分の公開を求める。

①平成〇年6月19日付け請求書の口座名義

②平成〇年11月30日付け領収書（2通）の氏名

③平成〇年4月11日付け請求書の口座名義

④平成〇年12月21日付け領収書（4通）の氏名

⑤平成〇年12月24日付け事業実績報告書の「4. 収支決算書」の「（2）支出」の遊覧船代金の積算根拠の黒塗りしている記載

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。
上記の公文書の非公開部分は、条例に定める公開しない理由に該当しない。

ア 平成〇年6月19日付け請求書の口座名義について

(ア) 当該請求書は、〇〇〇〇〇〇〇として記載し請求している。

「〇〇〇〇〇〇〇」は任意団体で、当該口座名義は当該団体に関する情報であるため、条例第7条第3号が該当する。当該口座名義を公開することにより、〇〇〇〇〇〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない。

(イ) 条例第7条第2号が該当としても、条例第7条第2号ただし書きアに該当するため公開しなければならない。

当該口座名義は、〇〇〇〇〇〇〇〇の会員である、事務局長〇〇〇氏又は会員である会長〇〇〇〇氏だと考える。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の設置から、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇〇〇氏は自身の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役職の身分を公にしているため、口座名義が〇〇〇〇〇〇氏又は〇〇〇〇〇〇氏である場合、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため、公開しなければならない。

イ 平成〇年11月30日付け領収書の氏名について

当該領収書は、遊漁船の代金のモノのため、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」のため、条例第7条第2号は該当しない。

「助成金申請書」中の3.事業計画の「事業の実施体制」には、「漁船運航 〇〇〇〇遊漁船」と記載されていることから事業者といえる。「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、当該情報を公開することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない。

ウ 平成〇年4月11日付け請求書の口座名義について

上記アと同様。

エ 平成〇年12月21日付け領収書の氏名について

上記イと同様。

オ 平成〇年12月24日付け事業実績報告書 遊覧船代金の積算根拠について

上記イと同様。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

非公開とした下記の情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため、条例第7条第2号に該当する。

なお、当該情報は、個人情報であっても例外的に公開しなければならないとした、公の情報（同号但書ア）、公益の保護のため必要な情報（同イ）、公務員の職務遂行情報（同ウ）には該当しないものである。

① 平成〇年6月19日付け請求書の口座名義

口座が事務局を担当する職員の個人名義の口座であり、公の情報に該当しない。

② 平成〇年11月30日付け領収書の氏名

支払先が個人であるため。

③ 平成〇年4月11日付け請求書の口座名義

口座が事務局を担当する職員の個人名義の口座であり、公の情報に該当しない。

④ 平成〇年12月21日付け領収書の氏名

支払先が個人であるため。

- ⑤ 平成〇年12月24日付け事業実績報告書 遊覧船代金の積算根拠
支払先が個人であるため。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 審査の対象

審査請求人は、本件公文書公開請求において、実施機関が特定した公文書に記載された内容のうち、条例第7条第2号に該当するとして非公開とした下記の部分の公開を求めていることから、当審査会は、この部分を審査の対象とすることとし、その他の非公開部分についての判断は行わないものとする。

ア 平成〇年6月19日付け請求書及び平成〇年4月11日付け請求書のフリガナを含む口座名義（以下「本件口座名義」という。）

イ 平成〇年11月30日付け領収書、平成〇年12月21日付け領収書の個人の氏名、平成〇年12月24日付け事業実績報告書中遊覧船代金の積算根拠の非公開部分

(3) 請求書に記載された本件口座名義について

ア 請求書には、「地域の歴史文化イベント」事業における申請団体等の助成金振込先として、金融機関名、本支店名、口座の種別、口座番号及び口座名義が記載されており、実施機関はすべての項目を非公開としている。これらの情報のうちの口座名義について、実施機関は、非公開とした本件口座名義は個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため非公開情報に当たると主張している。

一方、審査請求人は、本件口座名義は〇〇〇〇〇〇〇〇に関する情報であるため、条例第7条第3号に該当し、本件口座名義を公開することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない、と主張している。また、本件口座名義が、〇〇〇〇〇〇〇〇の会員である事務局長〇〇〇氏又は会長〇〇〇〇氏である場合、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため、公開しなければならないと主張していることから、その該当性について検討する。

なお、実施機関は補足説明において、本件の「地域の歴史文化イベント」事業助成金は、神々の国しまね実行委員会「地域の歴史文化イベント」事業助成金交付要綱に基づいて交付しており、要綱上、助成金の振込口座について、法人等代表者名義であることなどの条件はなく、また、団体名義の口座でない場合の委任状の提出等の規定もなかったと説明している。

イ 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

ウ 条例第7条第2号該当性について

請求書には、上記5（3）アのとおり、金融機関名、本支店名、口座の種別、口座番号及び口座名義が記載されている。このうち口座名義については、一般的に、継続して活動している団体等であれば、当該団体の名称とともに、代表者又は会計担当者等の個人名が記載されているものと考えられる。

しかしながら、本件口座名義には、団体の名称は記載されておらず、「地域の歴史文化イベント」事業助成金を受領する個人の氏名が記載されているのみであり、またそれは、審査請求人が同号ただし書きアに該当するため公開しなければならないと主張する特定の人物以外の個人の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、同号本文に該当する。

また、上記5（3）アのとおり、「地域の歴史文化イベント」事業助成金交付要綱では、助成金の振込口座について、法人等代表者名義であることを条件とするなどの明確な規定があったものではなく、個人名義の口座を振込口座とすることも可能であったことから、本件振込口座は個人の口座であると考えることが合理的である。

よって、請求書に記載された本件口座名義を、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(4) 領収書の個人の氏名及び事業実績報告書中遊覧船代金の積算根拠の非公開部分について

ア 実施機関は、非公開とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため非公開情報に当たると主張している。

一方、審査請求人は、非公開とした部分は、遊覧船の代金に係るものであり、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、公開することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないため、公開すべきであると主張している。

以上のことから、本件非公開部分が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かについて検討する。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の趣旨

条例では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、これを第7条第2号に規定する個人情報から除いており、非公開情報該当性を同条第3号の法人等情報で判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側

面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非公開情報該当性を判断することが適当であることから個人情報から除外しているものと解される。

この場合の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」該当性について

- (ア) 当審査会において、本件対象公文書である領収書及び事業実績報告書を確認したところ、実施機関が非公開とした部分は、「地域の歴史文化イベント」事業において、小型船舶によるクルージング体験という〇〇〇〇〇〇〇のイベントのために、遊漁船を提供した者の氏名であった。
- (イ) 遊漁船を提供した者である本件対象公文書に記載された個人が「事業を営む個人」に該当するか否かについて、実施機関は、遊漁船を提供した者は、皆が同額の代金を受け取っていたことや〇〇〇〇〇〇〇の構成員及び協力者であることから、ボランティアとして参画していたと推察されるため、個人情報と判断し、条例第7条第2号に該当するとして非公開としたと説明している。
- (ウ) しかし、一般的に、イベント等において役務を提供し、その対価として代金を受け取るという行為は、ボランティアというような純然たる個人の私的行為であることが書面上明らかに認められるなどの特段の事情がない限りは、個人による事業活動の一環としての行為と捉えることが適当である。
本件対象公文書を見分した結果、〇〇〇〇〇〇〇のイベント等において、個人が遊漁船を提供しクルージング等を行い、代金を受け取るという行為に、そのような特段の事情があるとは認められず、また、領収書には、ただし書きとして「遊漁船代金として」という記載があることから、本件における遊漁船の提供は、ボランティアというような純然たる個人の私的行為としては認められない。
- (エ) したがって、本件非公開部分の個人の氏名については、事業を行う者の氏名と認められ、条例第7条第3号（法人等情報）で判断することとなる。

エ 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、事業活動その他正当な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

同号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

オ 条例第7条第3号該当性について

本件非公開部分は、当該個人が、「地域の歴史文化イベント」事業において、遊漁船を提供した者の氏名を示す情報にすぎないことから、これを公にしたとしても、当該事業を営む個人の競争上の地位又はその他正当な利益を害するものとは認められない。

したがって、領収書及び事業実績報告書に記載されている個人名を非公開とした実施機関の判断は妥当ではなく、公開すべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第167号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 8月29日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年 9月 5日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年11月16日	審査請求人の意見書を受理
令和 3年 4月15日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 5月27日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 6月17日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 7月15日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 8月19日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 9月 2日 (審査会第6回目)	審議
令和 3年10月11日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会